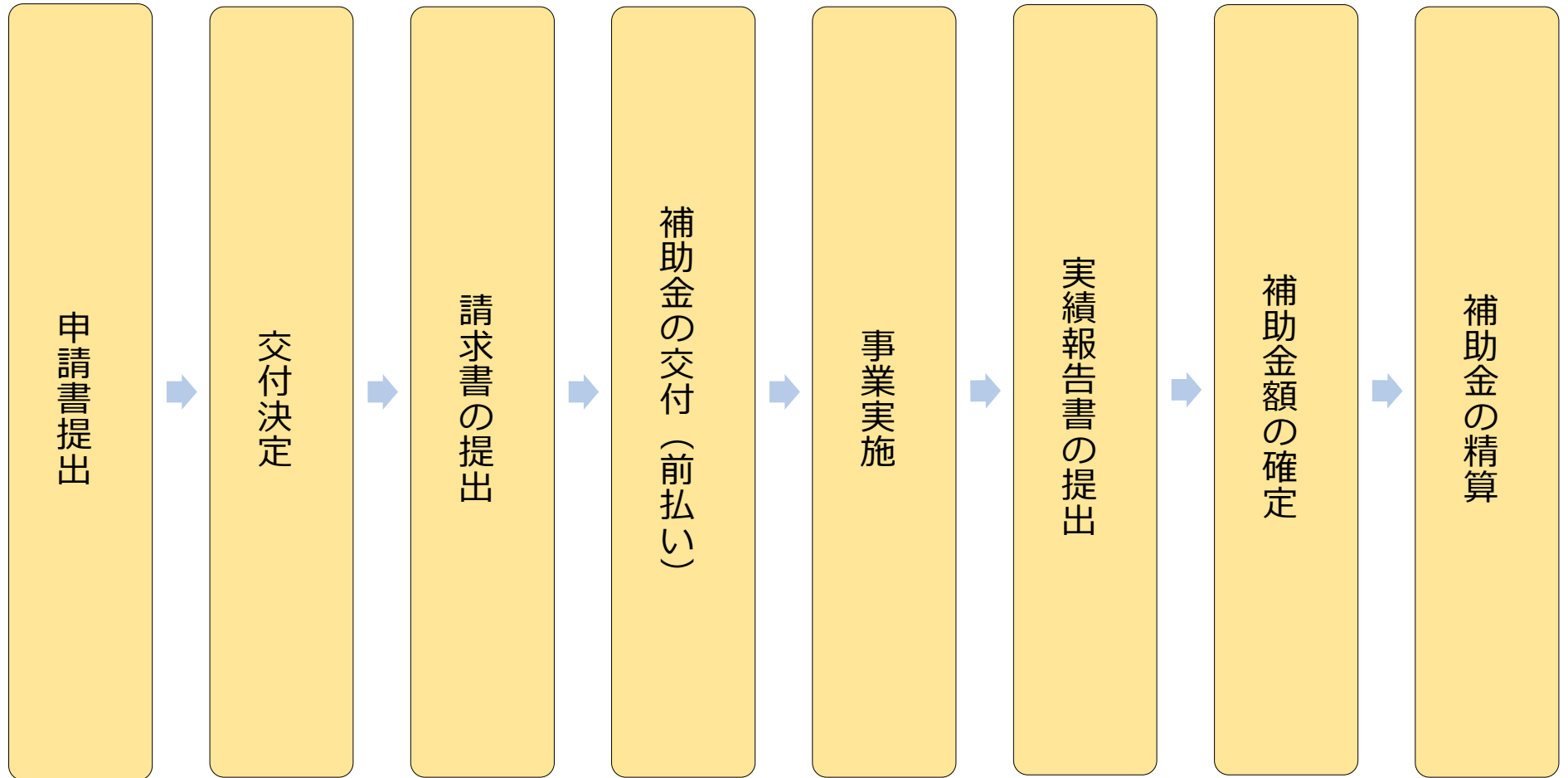


茅ヶ崎市商店街等活性化事業費補助金について

<p>対象および事業</p>	<p>「紙版かながわトクトクキャンペーン！」事業費補助金 または 神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金 の交付を受けた、茅ヶ崎市内の商店街等・事業</p>
<p>交付申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> (1) 補助金交付申請書 (2) 県補助金の交付決定通知書の写し (3) 事業計画書 (4) 収支予算書 (5) 商店街等の会則及び会員名簿 (6) 商店街事業の場合、商店街事業に係る約款等の写し (7) 請求書 (8) その他市長が必要と認める書類 ・ 提出期限：令和8年12月4日(金) ※予算額に達した時点で受付を終了
<p>交付時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付決定後、補助金を交付する（前払い）。 ※実績報告書類等に基づき、精算する。
<p>実績報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> (1) 実績報告書 (2) 事業実施報告書 (3) 収支決算書 (4) 補助事業の実施状況が確認できる写真または書類 (5) 商品券事業にあたっては、店舗別商品券換金状況報告書 (6) その他市長が必要と認める書類 ・ 提出期限：令和9年2月28日(日)

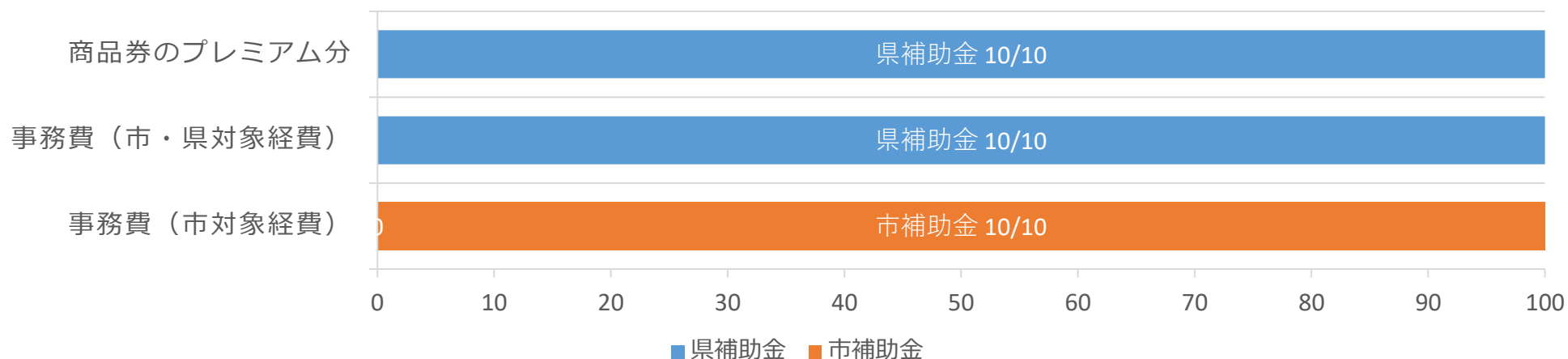
市補助金交付までの流れ（共通）



茅ヶ崎市 「紙版かながわトクトクキャンペーン！」 事業費補助金の概要

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・商品券の割り増し（プレミアム）分 ・事務費 <ul style="list-style-type: none"> ・商品券の券面の発券に係る印刷費 ・商品券発行事業の周知に係る広告宣伝費 ・商品券の換金手数料 ・消耗品費 ・のぼり旗等の装飾費 ・その他市長が認めた経費（会場使用料、機材使用料、振込手数料など）
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・商品券の割り増し（プレミアム）分 10 / 10以内 ・事務費 10 / 10以内
補助上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・1団体の単独 200万円 ・複数団体の合同 500万円

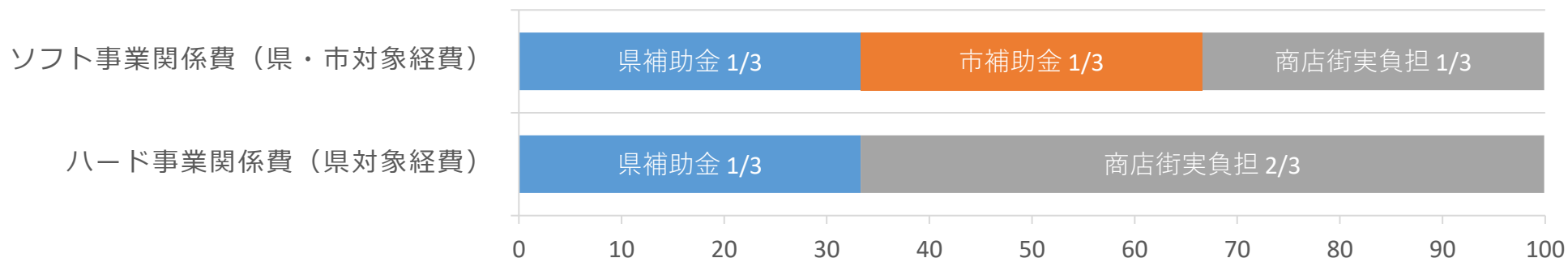
■ 補助金を活用した場合の支出割合（会員数41名以上の商店街の場合）



茅ヶ崎市 商店街魅力アップ事業費補助金の概要

補助対象経費	神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金交付要綱第5条に規定する補助対象経費のうち、同要綱別表2に掲げる 企画運営費（ソフト事業関係費）
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・賑わい創出事業 1 / 3以内 ・重点取組事業 1 / 2以内
補助上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 250万円（「小規模団体の取組」は50万円）

■補助金を活用した場合の支出割合（賑わい創出事業）



■補助金を活用した場合の支出割合（重点取組事業）

